

議案第30号

目黒区有通路路線の一部廃止について  
上記の議案を提出する。

令和元年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区有通路路線の一部廃止について  
目黒区有通路条例（昭和43年4月目黒区条例第12号）第4条第2項の規定に基づき、下記の日黒区有通路路線の一部を廃止する。

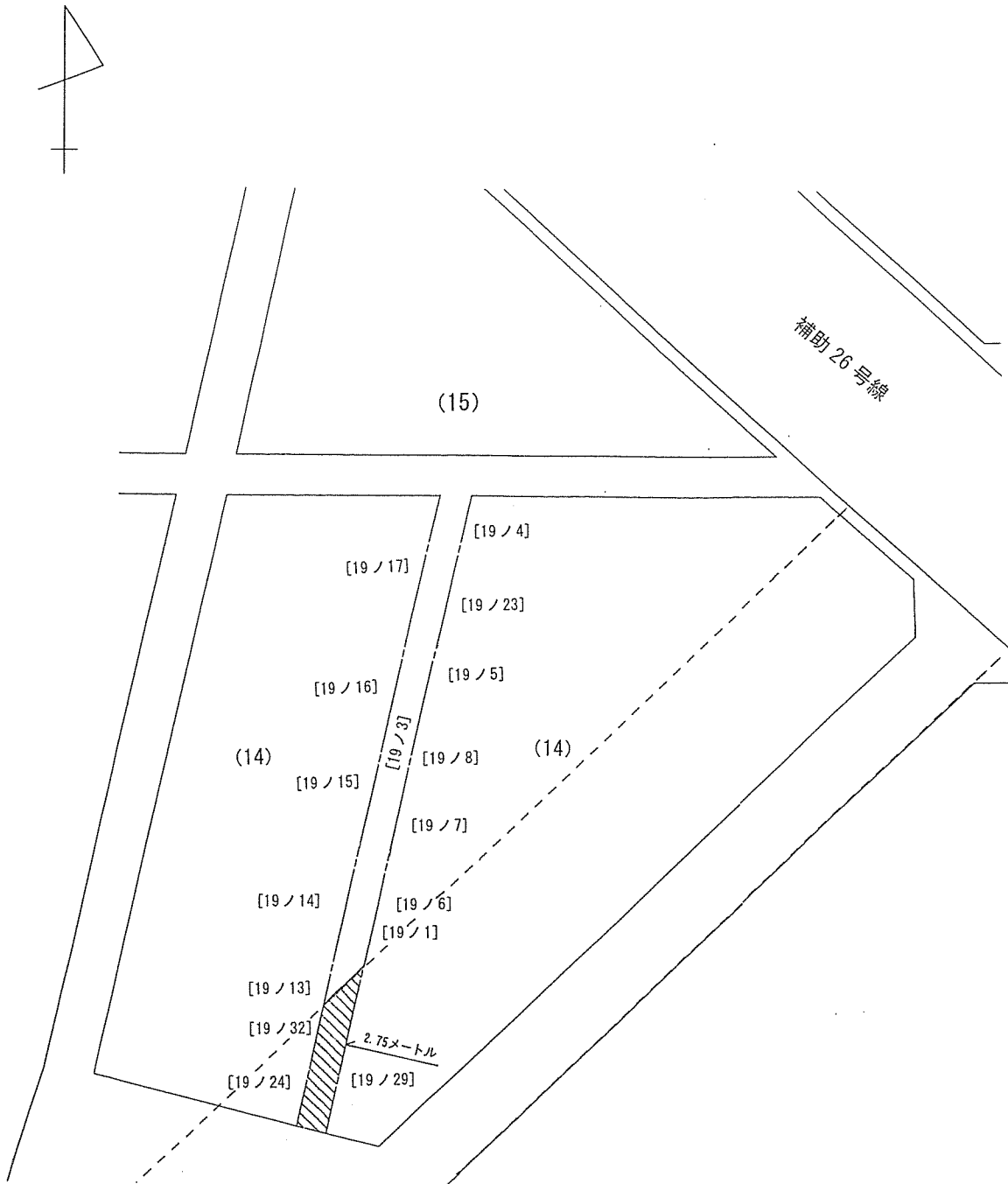
記

目黒区目黒本町五丁目地内 別紙図面のとおり

（説明） 補助46号線の整備に伴い、目黒区有通路路線の一部を廃止する必要があるため、目黒区有通路条例第4条第4項の規定に基づき、この案を提出します。

別 紙

目黒区目黒本町五丁目地内略図



凡		例	
延 長	13.86メートル		特別区道路線
面 積	37.69平方メートル (11.40坪)		区有通路路線
			補助46号線
	区有通路路線の一部廃止部分	[     ]	土地の地番
	都道	(     )	住居表示による街区符号

## 参 考

### 目黒区有通路条例抜粋

(路線の認定・廃止及び変更)

#### 第4条 (省略)

2 区長は、路線を特別区道路線として認定しようとする場合又は一般通行の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。

#### 3 (省略)

4 前3項の規定により路線を認定し、廃止し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、議会の議決を経るものとする。